

第29回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和2年11月26日(木)午後1時32分～午後2時29分

2 開催場所 ありえコレジヨホール2階大会議室

3 出席委員
(農業委員)

1 番	水田 勇	3 番	林田康德	4 番	山下勝也	5 番	松川 正
6 番	寺田健蔵	7 番	植木健太郎	8 番	永池弘美	9 番	岡本敬一
11 番	小川一英	12 番	岩永豊一	13 番	山口繁富	14 番	長橋世紀
15 番	太田香代子	16 番	多比良豊徳	17 番	山本幸彦	18 番	中野裕二

会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

19 番	大平幸博	21 番	内田一郎	22 番	本多利任	23 番	中村修治
26 番	太田義基	27 番	本村龍次	30 番	末吉秀明	31 番	伊藤忠雄
32 番	田中八郎	33 番	相川 徳	34 番	山口俊一	35 番	松尾和昭
37 番	岡田裕弥	38 番	神崎好史	39 番	中村康弘	40 番	原田久也
41 番	野原重光	42 番	楠田耕三	43 番	寺田俊秀	46 番	木下勝徳
48 番	相良栄一郎						

4 欠席委員
(農業委員)

10 番 平 光正

(農地利用最適化推進委員)

20 番	北岡新市	24 番	井村正則	25 番	井村秀裕	28 番	寺田秀則
29 番	田浦康智	36 番	荒木登司郎	44 番	末續公德	45 番	宮崎 努
47 番	宮崎陽一						

5 議事録署名委員 4 番 山下勝也 5 番 松川 正

6 事務局出席者 松尾 強 柴田勝則 本多 守 中村一郎 山口梨沙

[日 程]

議案第156号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第157号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第158号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第159号 農用地利用集積計画の決定について
議案第160号 農用地利用集積計画の決定について(一括方式分)
議案第161号 農用地利用配分計画(案)にかかる意見について

議案第162号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について

- その他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・使用貸借を解約した旨の通知について

事務局（〇〇） それでは、定刻を少し過ぎておりますが、ただいまから第29回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、10番平委員、農業委員1名、推進委員の20番北岡推進委員、24番井村推進委員、25番井村推進委員、28番寺田推進委員、29番田浦推進委員、36番荒木推進委員、44番末續推進委員、45番宮崎推進委員、47番宮崎推進委員から欠席の届けがっております。また、少し遅れると口之津の寺田推進委員から連絡が入っております。出席農業委員数は17名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり、議事を進行いたしますのでよろしくお願いたします。

議長 改めまして、こんにちは。

本日は、第29回南島原市農業委員会総会ということでご案内を申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

ご承知の方も多いと思いますが、このたび秋の褒章において、水田委員が黄綬褒章を受章されました。誠にめでたうございます。水田委員におかれましては、ハウストマト栽培で粘着板を用いた害虫の駆除やマルハナバチの導入で省力化を図るなど、先駆的な取組で地域農業をリードされ、本市の農業発展に寄与された功績の評価だと伺っております。松川委員に続きまして、水田委員の受章は、本市農業委員会にとっても大変名誉なことだと思っております。改めまして敬意を表するとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

さて、10月19日から布津地区、加津佐町の野田地区を皮切りに、人・農地プランの実質化に向けた集落座談会の参加、ありがとうございました。あと5地区、明日と30日の予定で集落座談会がありますが、関係する委員の皆様、よろしくお願いたします。

また、本日はご案内のとおり、午後3時半より農業者年金加入推進大会に関係する皆さんにはご参加いただき、開催することにいたしております。長時間にわたりますが、最後までよろしくお願いたします。

それでは、事務局長から、農業委員18名中、出席委員は現在17名と報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に4番山下委員、5番松川委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

では、**議案第156号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 資料の2ページをお願いいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

（議案第156号 番号1を朗読）

この案件は、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第

5条の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても、現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

1番、口之津の案件ですが、口之津の委員さん、いかがでしょうか。〇〇番〇〇委員さん、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 この場所は早崎になるんですか。

議長 事務局、場所の説明をお願いします、農地の。

事務局(〇〇) 早崎の場所でございます。

〇〇番〇〇委員 〇〇という人は昔から借りられていましたか。

議長 事務局、譲受人の〇〇は借りられていたか。〇〇は雲仙市の方でありまして、雲仙市の農業委員会を通じて、農業をされているということは問題ないということでありまして、〇〇がこちを借りられたということは把握できますか。

事務局(〇〇) 〇〇さん個人でこちらの南島原市の土地を借りているということはないと思われまして。

〇〇番〇〇委員 別に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

ほかの方から何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第157号 農地法第4条の規定による許可申請について** 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 議案第157号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

3ページの番号1をお願いします。

申請者、深江町の〇〇、土地は深江町〇〇ほか1筆で、合計の1,884平米です。転用の目的は牛舎用地となっています。経営規模拡大のため、新たに牛舎を建築したいということです。申請地は農業振興地内の農用地で、農業用施設用地となっています。

本案件の農地区分は、農用地区域内にある農地であり、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合(用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設される場合など)に該当いたします。

牛舎は木造平屋建てで516平米、屋根がビニール材及びスレート波板で計画されております。長さが40m、幅12.9mで北側の牛房幅が4m、南側が4.9m、給餌用の通路幅は4mとなっており、軒高は2.95mの計画です。雨水は申請地の南側にあります既存水路へ放流予定です。資金は全て自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。11月24日午後2時より、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名とで現地を見てまいりました。場所は国道57号線沿いに〇〇という〇〇がありまして、そこから南側へ7、80mぐらい入ったところに〇〇がありまして、そこからまた100mほど海側に帰っ

たところにあります。

出入口から7mぐらい奥から牛舎を建てるということでありまして、雨水は西側の奥のほうに用悪水路がありますので、そちらのほうに流すということで何ら問題はないと見てまいりました。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見はありませんか。〇〇番〇〇委員 そばに民家もあまり見当たらないし、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。

先ほどの写真で、北側に牛舎ができておりましたけれども、数か月前、申請があつて許可されたところのその南側の申請がまだ拡大のために上がっております。

ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、農振農用地域内の農地の転用案件で農地面積が1,000平米以上という転用許可申請については、長崎県下の農業委員会の申合せにより、長崎県農業会議に諮問することとなっておりますので、許可相当として長崎県農業会議に諮問することとし、その後、長崎県農業会議の意見を付して、県へ進達いたします。

次に、**議案第158号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 議案第158号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

4ページの1番をお願いいたします。

譲渡人、佐世保の〇〇、譲受人、深江町の〇〇、土地は深江町〇〇、田の205平米です。転用の目的は駐車場用地となっております。申請地の隣接地で美容室を営んでおり、申請地を譲り受けて来客用の駐車場として利用したいということです。権利内容は、許可あり次第、贈与となっております。申請地は農業振興地域内の農用地外の土地となっております。

本案件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当しますので、第2種農地と思われまふ。美容室は、昨年11月15日付の転用許可後に、本年2月に完成し開業されておられますが、現在は2台分しか駐車場がなく、一日に約8名ほどのお客様に対応できないため、今回の申請に至っております。申請の駐車台数は3台となっております。雨水は隣接する側溝へ放流予定です。資金は全て自己資金で賄われます。以上です。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。こちらも24日午後2時15分より、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名とで現地を見てまいりました。場所が国道57号線沿いの〇〇バス停から20mぐらい山側に入ったところにあります。コンクリート舗装をして駐車場として利用をされるということで、申請地の東側に側溝がありまして、そこに雨水などは流れるようにして、国道のほうの道路側溝に流すということです。問題ないと思われまふ。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番大〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が言われたように、何の問題もないと思います。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見はありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 資料の5ページをお願いいたします。

番号2、譲渡人、有家町の〇〇、譲受人、東京都の〇〇、土地が有家町〇〇、田の88平米です。転用目的は太陽光施設への進入路となっています。申請地を譲り受けて、申請地の先にある太陽光発電施設への進入路として利用したいということです。権利内容は、許可後売買となっています。申請地は、農業振興地域内の農用地外の土地です。

本案件の農地区分は、おおむね300m以内に有家庁舎が存することから、第3種農地と思われます。議案の図面にありますように、申請地は令和2年7月15日付で太陽光発電施設用地として転用許可を受けている用地への進入路を申請していなかったことから、今回の申請となっております。雨水は水路へ放流予定となっており、資金は太陽光発電施設用地取得時に清算されており、今回は発生いたしません。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。24日14時50分より、〇〇委員さん、〇〇委員さん、事務局3名で調査をしてまいりました。この案件の太陽光ですけれども、これはたしか今年の5月かな、私も一緒に調査に行ったわけですけれども、そのときにこの入り口の提出を忘れておったということでございます。もう全て終わっておることでございますけれども、何ら問題はないというふうに見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

現地調査に同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。写真でもお分かりのとおり、周りが長年にわたって、隣接地もほとんど耕作放棄地で、むしろ解消という形でよくなるんじゃないかなと思っております。何ら問題はないと考えております。以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県に進達いたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 資料の6ページをお願いいたします。

番号3、譲渡人、西有家町の〇〇、譲受人、西有家町の〇〇です。土地は西有家町〇〇、畑の290平米です。転用目的は一般住宅用地となっており、現在、アパート住まいのため、申請地を父親より譲り受け、持家を建築したいということです。権利内容は、許可あり次第贈与となっています。申請地は、農業振興地域内の農用地外となっており、隣接する〇〇、地目が宅地の25.45平米と一体利用され、全体で315.45平米の敷地となります。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地であると思われませんが、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われます。住宅は木造2階建て、建築面積113.51平米、1棟となっております。建物の軒高は6.38mで、西側の農地はお父さんの農地ですが、了解を受けていらっしゃいます。雨水は既存側溝へ放流予定で、汚水、生活雑排水につきましては集落排水施設へ接続予定です。資金は全て借入金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。24日15時15分より、〇〇委員さん、〇〇委員さん、事務局3名で見てまいりました。この現場は私のところのすぐ近くなんですけれども、周囲が全て〇〇の所有の農地と宅地であります。そういったことで、右のほうにちょっと大きな排水路がありますので、何ら問題はないというふうに思って見てまいりました。以上です。ご審議をお願いします。

議長 現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の報告のとおり、何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

続きまして、番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 資料の7ページをお願いいたします。

番号4、譲渡人、雲仙市の〇〇、譲受人、加津佐町の〇〇、土地は南有馬町〇〇、畑の89平米です。転用目的は農業用かん水施設用地となっております。平成15年に農業用かん水施設(ボーリング)を設置し、現在も利用しているということです。権利内容は、許可日に売買となっております。申請地は、農業振興地域内の農用地に当たり、農業用施設用地に指定されております。

この案件につきましては、令和2年10月21日付で長崎県から追認許可相当とされている案件です。

本案件の農地区分は、農用地区域内にある農地であり、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合(用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設される場合など)に該当いたします。申請者は、申請地周囲の農地でバレイショ、レタス、ブロッコリーを栽培しており、かん水及び消毒作業用に整備しているものです。雨水は市道の既存側溝へ流れるようされており、既に工事が完了しておりますので資金は発生いたしません。なお、始末書も添付されております。以上でございます。

議長 これは1種農地の転用ですね。軽微変更の日付はいつになっておりますか。

事務局(〇〇) 令和2年11月11日付となっております。

議長 軽微変更がなされたということですね。

この案件の現地調査報告を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。11月24日の9時40分頃ですか、私と〇〇委員、それに〇〇委員さん、事務局3名の方と見てまいりました。場所は目立った商業施設のないところでしてなか

なか説明しにくいんですが、土地改良のあった地区に空池というちょっとした池があるんですけども、その空池から雲仙岳を臨んで北東の方向に直線で5、600mあるかな、その辺ですね。事務局のほうからも報告がありましたけれども、平成15年頃に設置したということですけども、始末書も添付されておるといことで、よく整備された施設で、雨にしても微々たるものでしょうし、ちゃんと側溝もありましたし、周りの農地に何ら影響を与えるものでもないだろうと思って見てまいりました。皆さんの審議をよろしくお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。

この加津佐の〇〇の基盤整備の北側になる場所なんですか、場所的には。

〇〇番〇〇委員 何ですか。

議長 〇〇の基盤整備が行われておりますね。その一番北側になるところですか、場所的には。

〇〇番〇〇委員 北側になるかな。

議長 北東ですか。

〇〇番〇〇委員 土地のこれは北東なんですけれども。

議長 そういところだそうなので、畑地帯で灌漑用水が必要ということでボーリングをされているところですよ。

現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員さんの報告どおり、何ら支障はないと思われま。

議長 皆さんから何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第159号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。
事務局(〇〇) 8ページをお願いいたします。

議案第159号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規7件、9,016平米、再設定23件、3万2,863平米、合計30件の4万1,879平米です。使用貸借権が新規6件、2万778平米です。所有権移転が2件の1,011平米です。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、新規だけ朗読をさせていただきます。8ページから、賃貸借権のほうから朗読いたします。

(議案第159号 賃貸借権 番号1～7新規設定、使用貸借権 番号31～36新規設定、所有権 番号37～38を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われま。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問を伺うところでありますが、9ページの番号30は出席委員が関係する案件でありますので、その分は除いて、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 それでは、番号30について審議しますので、農業委員会に関する法律第31条の規定により除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めま。

——— 〇〇番 〇〇委員退席 ———

議長 9ページの番号30について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番 〇〇委員着席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第159号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第160号 農用地利用集積計画の決定について(一括方式分)** について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、12ページをお願いいたします。

議案第160号 農用地利用集積計画の決定について(一括方式分)です。

これも新規分だけ朗読をさせていただきます。

(議案第160号 賃貸借権 番号1～3新規設定を朗読)

議長 ただいまの説明に対して、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、農用地利用集積計画の一括方式分は妥当として報告してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画の一括方式分は妥当として報告いたします。

次に、**議案第161号 農用地利用配分計画(案)にかかるとる意見について** 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 資料の15ページをお願いいたします。

議案第161号 農用地利用配分計画(案)にかかるとる意見についてです。

1番、有家町の〇〇より有家町の〇〇へ、令和3年1月10日より令和9年6月9日まで賃借権の設定となっております。以上でございます。

議長 この案件について、ご意見、ご質問等ありませんか。特に配分を受ける方について、ご意見はありませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、農用地利用配分計画を妥当として報告してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用配分計画は妥当として報告をいたします。

次に、**議案第162号 南島原農業振興地域整備計画変更に係るとる意見について** 番号1より、順次説明をお願いします。

事務局(〇〇) 議案第162号 南島原農業振興地域整備計画変更に係るとる意見について。

資料が15ページからですが、今回の案件は、除外が7件、編入が3件です。

1番から説明をさせていただきます。

1番、布津町の〇〇、土地が布津町の土地で、除外目的が子供の一般住宅用地として利用した

いということです。1番の場所は、布津庁舎から400mほど北側に位置し、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地で、南島原市役所布津庁舎よりおおむね500m以内の区域で、第2種農地と思われま。

2番、西有家町の〇〇、土地が西有家町の土地で、子供の一般住宅用地として利用したいということです。2番の場所は、〇〇から300mほど北側に位置し、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満の2種農地と思われま。

続きまして、16ページの3番をお願いいたします。

3番、西有家町の〇〇、土地は西有家町の土地で、除外の目的は製麺工場用地として利用していくということです。この案件は先月、違反転用案件として南島原市の意見を県に付して、県のほうより追認相当であるということから、今回、整備計画の変更の届出がされております。3番の場所ですけれども、西有家町の〇〇より北側へ900mほどのところに位置し、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満の第2種農地と思われま。

4番、西有家町の〇〇、同じ畑になりますが、次が子供の一般住宅用地として利用したいということです。4番の場所も3番と同じく、第2種農地と思われま。

続きまして、17ページをお願いいたします。

5番、埼玉県の〇〇、土地が北有馬町の土地で、住宅兼店舗及び倉庫用地として譲り渡したいということです。5番の場所ですが、〇〇より西側に170mほど西に位置し、第1種農地と思われまますが、その特例として、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものの例外規定に該当すると思われま。

6番が、南有馬町の〇〇で、土地が南有馬町の土地、除外目的ですけれども、世界遺産を生かしたまちづくりの推進を目的とした展示用施設用地として譲り渡したいということです。6番の場所ですけれども、〇〇より280mほど北東側に位置し、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地の第2種農地と思われま。

続きまして、18ページをお願いいたします。

番号7、申出人、加津佐町の〇〇、土地が加津佐町の土地で、農家住宅及び倉庫用地として譲り渡したいということです。7番の場所ですけれども、〇〇地区基盤整備計画区域内の農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地であると思われまますが、その特例として、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。

8番、9番、10番が編入になりますが、8番が、申出人が加津佐町の〇〇、土地は加津佐町の土地で、編入の目的ですけれども、中山間地域等直接支払制度を活用したいということです。8番の場所ですけれども、〇〇より800mほど北側に位置して、農地として適正に管理することが見込まれ、適当であると思われま。

続きまして、19ページをお願いいたします。

9番、申出人が加津佐町の〇〇、土地が加津佐町の土地で、編入目的が8番と同じく、中山間の制度を活用したいということです。9番の場所も同じく、〇〇より900mほど北側に位置し、農地として適正に管理することが見込まれ、適当であると思われま。

10番、申出人、加津佐町の〇〇、土地も加津佐町の土地です。編入目的は、先ほどと同じく、中山間地域制度を活用したいということです。10番につきましても、〇〇より1キロほど北側

に位置し、農地として適正に管理することが見込まれ、適当であると思われま

以上、1番から7番の除外の案件につきましては、立地基準上は転用可能と思われま

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対してご意見を伺うところでありますが、18ページ、番号7については出席委員の関係する案件でありますので、その分を除いて、ご意見ありませんか。除外と編入を載せております。よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議長 それでは、7番に関して審議したいと思っておりますので、〇〇番〇〇委員の除斥を求めます。

—— 〇〇番 〇〇委員退席 ——

議長 番号7について、農振除外の案件であります。審議したいと思っておりますが、何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 〇〇番〇〇委員の入室をお願いいたします。

—— 〇〇番 〇〇委員着席 ——

議長 異議がないようですので、南島原農業振興地域整備計画変更は妥当として報告いたします。

20ページ、農地法第18条第6項の規定による通知でありますので、ご覧ください。

21ページ、使用貸借を解約した旨の通知でありますので、これもご覧ください。

以上で議案の審議を終了させていただきます。